

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 168 「役員賞与に関する会計基準について」

今回は、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」（以下会計基準という。）についてご説明します。なお、会社法の委員会設置会社に関する規定についての記載は省略しています。

会計基準では、取締役、会計参与、監査役に対する賞与（以下「役員賞与」という。）について、発生した会計期間の費用として処理する、と定めています（会計基準第3項）。

当事業年度の職務に係る役員賞与を期末後に開催される株主総会の決議事項とする場合、当該支給は株主総会の決議が前提となることから、当該決議事項とする額又はその見込額（当事業年度の職務に係る額に限られます。）を原則として引当金に計上します。なお、子会社が支給する役員賞与のように、株主総会の決議はなされていないものの実質的に確定債務と認められる場合には、未払役員報酬等の適当な科目をもって計上することができます（会計基準第13項）。

【検討の経緯】

会社法が施行される前は、株主総会による支給手続と会計処理が連動するという考えに基づき、取締役や監査役に対するいわゆる報酬（以下「役員報酬」という。）は発生時に費用として会計処理し、取締役や監査役に対する役員賞与は、利益処分案の株主総会決議により、未処分利益の減少とする会計処理を行うことが一般的でした。しかし、会社法によって、役員報酬、役員賞与（以下「役員報酬等」という。）はともに職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益であるとされ、定款に報酬等に関する一定の事項を定めていないときは、株主総会決議で定めることとされました（会社法361条）。

このように、会社法では、役員賞与と役員報酬とが同一の手続により支給されることとなったため、株主総会による支給手続は会計処理の制約となくなりました。

会計基準では、次の理由により、役員賞与を会計期間の費用として処理することとしています。役員報酬は、確定報酬として支給される場合と業績連動型報酬として支給される場合があります。しかし、両者とも職務執行の対価として支給されることにかわりはなく、会計上どちらも費用として処理されます。役員賞与についても経済の実態としては業績連動型報酬と同様の性格であると考えられるため、費用として処理することが適当であるとされました。